

こちらは裏面です。

★多子世帯軽減について（保育所）

一般世帯

【階層区分】 (1)～(4-1)

生計を一にする児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第2子は 半額 第3子以降は 無料

【階層区分】 (4-2)～(4-3)

①生計を一にする児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第3子以降は 無料

②生計を一にし、同時に保育所・幼稚園・認定こども園等を利用する児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第2子は 半額

【階層区分】 (5-1)～(8)

生計を一にし、同時に保育所・幼稚園・認定こども園等を利用する児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第2子は 半額 第3子以降は 無料

ひとり親等軽減世帯

【階層区分】 (1)～(4-2)

生計を一にする児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第2子以降は 無料

【階層区分】 (4-3)～(8)

一般世帯の該当階層を参照

多子世帯軽減について（幼稚園）

一般世帯

【階層区分】（1）～（3-2）

生計を一にする児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第2子は 半額 第3子以降は 無料

【階層区分】（4-1）

①生計を一にする児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第3子以降は 無料

②生計を一にし、幼稚園年少から小学校3年までの範囲内の児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第2子は 半額

【階層区分】（4-2）～（5）

生計を一にし、幼稚園年少から小学校3年までの範囲内の児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第2子は 半額 第3子以降は 無料

ひとり親等軽減世帯

【階層区分】（1）～（3-2）

生計を一にする児童のうち、年齢の高い児童から数えて 第2子以降は 無料

【階層区分】（4-1）～（5）

一般世帯の該当階層を参照